

「アベノミクス」は北海道に 何をもたらすか (上)



北海道地域・自治体問題研究所事務局長

三浦 泰裕

はじめに

2012年12月の総選挙で政権を奪還した安倍自公政権は、年末から矢継ぎ早に、公共事業を中心にした財政支出と日銀の金融緩和を柱にした「デフレ脱却」に取り組み始めました。マスコミから「アベノミクス」と言われる施策の内容は、総選挙中から公約していた『国土強^{きょう}靱^{けん}化』のために10年間で200兆円の公共投資」という政策の第一歩として、12年度補正予算

で公共事業を中心に13兆円を超える財政支出をおこない、財源は国債の発行で賄うこと、いま一つは、日本銀行が2%の物価上昇目標をもって金融緩和をおこなうというものです。

マスコミの喧^{げん}伝^{でん}にもかかわらず、これら^{これら}の施策は既に旧自民党政権以来、何度となく試みられてきたもので、何ら目新しいものではなく、むしろその結果起きる負の遺産が懸念されます。にもかかわらず、こうした政府の動きに「好感」して、12年末

以来、株価は高騰し円安が進行しました。道内の一部の経済人の期待にもかかわらず、果たして「アベノミクス」が道内経済と中小業者に展望を与えるものになるのでしょうか？ 検証を深めてみたいと思います。

「アベノミクス」とは

日銀の脱デフレ、物価上昇目標2%めざす金融緩和の真の狙い

13年1月22日、日銀は物価上

昇率を「前年比2%」とする目標の導入を決め、脱デフレへ無制限の金融緩和を続けることを決めました。「14年初めからは金融市場で銀行などから毎月、国債を13兆円程度買い入れ、その代金を支払う形でお金を出す」(13年1月23日付北海道新聞)というもの。「金融市場や銀行などに流れるお金の量を思い切って増やし、一層の金利低下につなげ、企業が工場や設備の投資を拡大し、個人も消費に前向きになるように促す」(同

前) ためとされていますが、既に道内の金融機関には、資金は有り余っています。銀行は「金がないから企業に貸さない」のではなく、「貸す企業がない」から貸さないのです。日銀が国債を買い上げ金融機関にいくら資金を流しても、銀行は再び国債を買うか、投機筋に資金を流すしかありません。

では金融緩和の真の狙いは何か？

自公政権が今後おこなう大型開発、公共投資の財源は大量の国債発行です。既に800兆円を超えようとしている国債のさらなる発行は、国債価格の下落と長期金利の高騰の可能性を生み出します。そこで日銀による制限のない国債の買い上げ(金融緩和)で、今後の国債の市場消化をスムーズに進める、というのが一つです。今一つは、消費税引き上げ時点の景気の問題です。税率引き上げ時には景

気回復を演出しておかなければならない安倍首相は、景気の回復を「デフレ脱却」に置き換え、そのために物価を引き上げる手段として金融緩和をおこなっているわけです。

このことで北海道経済に何が始まるのでしょうか？

政府にとっての国債の消化問題は国民生活に直接関係ないことです。しかし、国債の金利の上昇や増え続ける財政赤字の削減のためにおこなわれるのが社会保障費や地方交付税交付金の削減であり、消費税をはじめとした庶民増税です。さらに「アベノミクス」でまかり間違ってもインフレが起きれば、庶民の給料が上がらず物価だけが上がり、道民生活は大きな打撃を受けます。個人消費によって支えられている道内経済も大打撃を受けることは必至です。

そもそも本当に消費者物価は下がっているのか

統計では、消費者物価は下がり続けています。しかし、物価を押し下げているのは主にテレビやパソコンなどのIT関連やハイテク機器、家電商品。これらの商品は絶えず品質改良がおこなわれ、性能が向上しています。消費者物価指数は純粋な物価変動の測定が目的なので、商品のモデルチェンジのたびに品質や容量の違いが指数に入り込まないよう、「品質調整」がおこなわれています。結果、機器の進歩により「物価指数」が引き下げられることになります。

では、国民の日常生活に不可欠な商品の物価は本当に下がっているのか？ 既に12年秋以来、米国の干ばつの影響で大豆や菜種などの価格が上昇し、サラダ油やマヨネーズの値上げが続いてきました。農林水産省は、秋以来引き上げてきた輸入小麦の

売り渡し価格を13年4月からさらに9・7%引き上げます。同様にトウモロコシの不作で配合飼料も高騰し乳価が引き上げられた結果、バターなど乳製品も値上がりしています。また、何といってもこの冬の灯油やガソリンの高騰が、道民生活を直撃しています。日常の買い物では物価下落を感じることは少ないですが、物価統計には生鮮食料品が含まれず、統計上の操作で庶民感覚とは異なる「デフレ」が生まれているのです。

12年末以来の円安によって、輸入品全般の値上げ懸念が生まれています。物価引き上げでデフレ脱却を演出する安倍内閣には「好都合」かもしれませんが、道民と農民、中小業者は大打撃を受けることになります。

公共事業に期待が広がるが

また、公共事業の拡大に期待を寄せる声があります。確かに

国の北海道開発費は、12年度当初予算430.5億円が補正予算によって685.6億円に増大し、11年比で45%も増加します。同時に自治体の公共事業も増えますが、予算額が決まっただけで、工事が発注されるのは早くても4月以降。地場の中小建設業者にとってこれほどの仕事が増えるかは不確定です。

むしろ懸念されているのは、低単価の下で賃金の切り下げとリストラを進めてきた結果、建設従業者は97年ピーク時の6割に激減し、型枠工などは最近5年間で半減していることです。

2月19日、札幌市内で建設業界が開いた合同企業説明会には求職者の参加が1人もありませんでした。また、「受注工事が増加すればダンプカーなどの車輛の需給がさらにひっ迫する」(TEIKOKU NEWS 北海道版13年2月14日付)とも言われています。現場では、人も物も足りません。

くなっているのです。

一方で、消費税増税を前に住宅建築の駆け込み需要も始まっています。全般的な建設工事の増加が見込まれるなか、人手不足と経費の上昇の下で「復興需要を受けて仕事が堅調な建設業界に、さらなる事業が消化できるか」という懸念を述べる建設業者もいます。

金融円滑化法の終了

13年3月末、中小企業金融円滑化法が終了しました。12年12月に公表された時事通信社の全国銀行へのアンケート結果でも、円滑化法が日本経済の下支えや景気回復に与えた効果について64・5%が「大いに発揮」「少なからず発揮」と答えています。利用した中小企業は全国30〜40万社、返済猶予額は12年3月末の累計で80兆円と言われています。同法を利用していた道内中

小企業は、北海道連の調査に対して、「終了後の資金繰り」は「不安」39・5%、「悪化」30・7%と答えています（北海道連調査…回答2483社、同法利用企業228社、12年9月25日付北海道新聞）。

経営への影響については、「金融機関の対応悪化」43・4%、「新たな資金調達先を見つけるのが難しくなる」37・3%、「企業の存続に懸念がでる」27・6%と答え、「今後期待する資金繰り支援策」として公的融資制度の拡充・強化（48・4%）と民間金融機関による継続的支援（37・1%）を求めています。一方、「臨時措置法であり、モラルハザードを内包している」との理由で同法の再延長に反対した大手銀行や政府は、今後の対策として「貸出債権の買い取りを通じて再生を支援するファンド」を立ち上げる、地元の中小企業再生協議会にあって

せんをするなどというだけです。帯広のある飲食業者は、同法の適用を受けて借入金返済の繰り延べをしましたが、12年12月末、突然「1年間の期限が切れた」ことを理由に毎月25万円の返済を迫られました。既に法律の終了期限前に、支援の打ち切りが始まっていたのです。政府の無策は、中小企業経営を困難に追い込んでいます。

消費税増税が実施されれば

消費税は、商品の値段に転嫁（上乗せ）されることを前提に、実体として商品の値段のなかに含まれています。従って事業者（商店や企業）が、他店との競争などで仕入価格に税金分を上乗せすることができなければ、消費税を消費者からもらうことができないのです。とりわけ立場の弱い建設業や製造業の下請け業者は、しばしば元請企業や

図 道内金融機関の貸出残高の推移

単位：億円

	2003.3	2004.3	2005.3	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.3	2012.3
北洋銀行						41,401	49,897	52,428	52,284	54,281
(中小企業向け)								(34,690)	(34,306)	(34,784)
北海道銀行						26,869	28,635	28,510	29,888	30,531
(中小企業向け)							(20,368)	(20,084)	(19,551)	(19,385)

信用金庫	29,629	29,856	20,000	30,653	31,012	31,105	31,786	31,002	30,572	30,445
信用組合	4,302	4,297	4,271	4,069	3,911	3,655	3,618	3,522	3,460	3,386

商工中金	2,693	2,675	2,706	2,663	2,669	2,588	2,548	2,569	2,592	2,633
政策金融公庫	6,352	6,205	6,020	5,728	5,302	4,961	4,805	4,849	4,979	4,850

発注会社から消費税分を値切られます。消費税の税法上の納税者は、事業者（商店や企業）です。そのため、事業者は身銭を切って（利益の中から又は赤字になっても）でも納税しなければなりません。こうした結果、納期限になっても税務署に消費税を納付できない中小業者は、今でもたくさんいます。

消費税を滞納する中小企業に対して、税務署は過酷な滞納徴収をおこなっています。強引な差し押さえや滞納処分で倒産に追い込まれる中小業者が少なくないのです。税率5%の現在でさえこうした実態ですから、これが税率8%、そして10%になれば、はるかに多くの中小業者が負担に耐えられず消費税を滞納し、その結果「消費税倒産」または「廃業」に追い込まれると予想できます。

旭川市で菓子製造販売を営む太田孝さんは、「小麦粉やバター

ーなどの値上がりも問題だが、もっと大問題なのは消費税の引き上げです」と訴えています。

消費税の増税は、消費税分の価格上昇を引き起こすため、実質消費購買力が下がり、それだけ商品が売れなくなって不況になるという悪循環が生まれます。中小業者の多くが倒産・廃業に追い込まれると、地域の雇用が失われていきます。

その事態がどれほど深刻なものであるかは、現在まで続いている経済の混乱の起点が、消費税率が3%から5%に引き上げられた97年であったことを思い出すだけで十分ではないでしようか。

(みうら やすひろ)